

1 総会次第（開催形式変更により議事のみ有効）

- 司 会：事 務 局
- 記 録：情報出版部長
- 記 録：広 報 部 長

1. 開会の辞	副会長
2. 会長挨拶	会 長
3. 議長選出	
4. 議 事	
第1号議案 令和元年度事業報告(2頁)	事務局長
第2号議案 令和元年度収支決算報告(3頁)	会計部長
同 監査報告(3頁)	監 事
第3号議案 第11期理事・役員選任(4頁)	会 長
第4号議案 令和2年度事業計画案(5頁)	事務局長
第5号議案 令和2年度予算(案)(6頁)	会計部長
第6号議案 特別会計(熱海基金)決算報告・予算案(7頁)	会計部長
5. 議長解任	
6. 報告及び連絡事項	
(1)福岡支部及び静岡県支部活動報告	各支部長
(2)賛助会員紹介	会 長
(3)研究発表大会について	研究委員長
(4)学会誌への論文投稿について	編集委員長
7. 閉会の辞	副会長
8. 諸連絡	事務局長

日本学校図書館学会創立趣旨

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学校図書館学の構築2. 学校図書館実践理論の確立3. 共同研究・情報交換の実施4. 学校図書館の研究者の育成 |
|--|

第1号議案 令和元年度事業報告

1. 役員会等開催
 - (1) 事務局会 随時
 - (2) 役員会 会場：帝京科学大学7号館 ①4月13日(土) ②6月15日(土) ③7月6日(土)
④8月17日(土) ⑤10月19日(土) ⑥12月7日(土) ⑦1月18日(土) ⑧3月7日(土)
 - (3) 理事会 第1回 令和元年5月19日(土) 第2回 令和元年9月1日(土)
 - (4) 学校図書館活用に関する研究会の開催「子供の学びを支援する学校図書館—「教育課程の展開に寄与する」ことの意味とその具体化—【中間まとめ】を上梓し、研究会を継続。(平成30年10月)
2. 第22回定期総会(総務部) 令和元年5月19日(土) 会場：帝京科学大学7号館
3. 記念講演日時：令和元年5月19日(土) 演題：学校図書館学研究の道 一室伏武先生へのオマージュとして— 講師：本学会名誉会員 長倉美恵子氏
4. 会報発行(広報部)第44号、第45号
5. 第22回研究発表大会開催(研究委員会) 令和元年9月7日、帝京科学大学7号館
 - ▼第I部 一般研究発表 安達洋子氏、原口るみ氏、柳田典子氏、伊吹侑希子氏、鈴木守氏他3名
 - ▼第II部 課題研究発表 基調報告 本学会名誉会長 小川哲男氏、
①白敷哲久氏 ②富永香羊子氏 ③小山守恵氏
6. 第22回学校図書館フォーラム開催(研究委員会) 令和2年2月1日、帝京科学大学7号館
 - ▼第1部 講演「これからの授業づくりと学校図書館」上智大学教授 奈須正裕氏
 - ▼第2部 提案と協議「教科の授業と学校図書館」
・生活科 酒井隆光氏
・理科 白敷哲久氏
・国語 新井啓子氏
7. 第3回2019学校図書館研修講座の開催(渉外部・研究連携委員会) 令和元年7月27日、狛江市立緑野小学校
 - ▼発表1 市川市立富貴島小学校 教頭 近藤政人氏 図書主任 渡邊鮎太氏
 - ▼発表2 狛江市立緑野小学校 校長 川崎貴志氏 主任教諭 鳥越優氏
 - ▼講義「子供の学びを支援する学校図書館」本学会名誉会長 小川哲男氏
8. 学校図書館研修講座に関する調査(調査委員会) 学校図書館関係者の意識調査実施
9. 学会誌『学校図書館学研究』第22巻(vol.22) 刊行(編集委員会) 令和2年3月20日発行
10. 日本学校図書館学会研究推進校の研究協力と連携(研究連携委員会)
千葉県市川市立富貴島小学校 研究発表 令和元年11月29日
11. 第8回日本学校図書館学会賞及び優秀賞の表彰(表彰委員会) ▼優秀賞：鈴木貴史氏
12. 日本学校図書館学会静岡県支部・福岡支部の活動
13. ホームページの管理運営及び出版物の刊行による情報の発信及び収集(情報出版部)
14. 国内外の学校図書館情報・資料の収集及び提供(事務局)
15. 関係団体との研究の連携及び交流(事務局・渉外部)
16. 組織の充実と財政、の確立(事務局・渉外部・会員全員) ▼会員の拡大

第2号議案 令和元年度収支決算報告 同監査報告

日本学校図書館学会 令和元年度決算報告

自 平成31年4月1日 至令和2年3月31日

収入の部

項目	予算額	決算額	備考
正会員年会費	1,080,000	1,122,000	29年度(2人)30年度(7人) 31・元年度(165人) 2年度(10人)名誉会委員より寄付(3人)187人分
学生会員年会費	10,000	12,000	2年度(6人)
賛助会員年会費	400,000	420,000	16社 42口
購読会員年会費	72,000	72,000	12会員 6000×12
雑収入	200,000	199,004	資料代(53,000+79,000+67,000)利息(4)
繰越金	678,504	678,504	29年度より繰越金
合計	2,440,504	2,503,508	

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
1. 研究・研修費	200,000	317,446	研究発表大会、フォーラム、研修講座諸経費・記録集
2. 調査費	70,000	0	調査準備・調査通信費
3. 学会誌刊行費	400,000	310,930	学会誌vol.22刊行費(印刷代・通信費)(発送料は、2年度に計上)
4. 事業費	120,000	113,060	HP保守運営費
5. 会報発行費	120,000	51,636	会報44号発行費(45号分は、2年度に計上)
6. 総会費	80,000	76,803	総会資料印刷、総会会場費、総会関係諸経費
7. 研究推進校関係費	220,000	210,000	研究推進校研究支援金(2校)
8. 支部運営費(還付金)	80,000	88,275	福岡・静岡支部への還付金・事業助成金、支部関係諸経費
9. 会場費	50,000	0	研究発表大会・フォーラム会場費
10. 会議費	70,000	3,300	理事会、役員会、部会等会議費
11. 事務用品費	170,000	116,690	封筒印刷(63,400)、用紙、インク、コピー代等
12. 通信費	250,000	171,146	切手、ハガキ、宅配便等の通信費、会費振込手数料等
13. 20周年関係費	150,000	150,000	設立30周年積立金(累計150,000円)
14. 予備費	460,504	100,421	ICレコーダー・渉外費(会場へ挨拶)・会費払込手数料等
合計	2,440,504	1,709,707	

次年度への繰越金 2,503,508-1,709,707=793,801 793,801円

以上の通り報告いたします

令和2年4月25日

会計 小川 三和

上記の決算報告に相違ないことを認めます

令和2年4月25日

監事 柳 辰男

監事 井出 一雄

第3号議案 第11期(令和2年度~令和3年度)理事・役員選任(案)

※	役 職	氏 名	※	役 職	氏 名
1	顧 問	鈴 木 勲	11	名誉会員	長 倉 美恵子
2	顧 問	銭 谷 眞 美	12	名誉会員	大 越 朝 子
3	顧 問	常 田 寛	13	名誉会員	柳 辰 男
4	顧 問	秋 田 喜代美	14	名誉会員	増 山 博
5	顧 問	押 上 武 文	15	名誉会員	菅 田 明 子
6	顧 問	成 田 國 英	16	名誉会員	和 田 弘
7	顧 問	高 岡 浩 二	17	名誉会員	中 川 昭 則
8	顧 問	村 越 正 則	18	名誉会員	鈴 木 嘉 弘
9	名誉会長	小 川 哲 男	19	名誉会員	松 本 忠 史
10	名誉会員	高 梨 佐 智子	20	名誉会員	小 池 和 男
※	役 職	氏 名	※	役 職	氏 名
1	会長	佐 藤 正 志	28	研究委員長	白 敷 哲 久
2	副会長	吉 富 芳 正	29	研究副委員長	望 月 道 浩
3	副会長	新 井 啓 子	30	研究副委員長	鎌 田 和 宏
4	副会長	石 塚 等	31	研究副委員長	杉 浦 良 二
5	事務局長	小 山 勉	32	研究委員	畑 和 男
5	事務局次長	小 山 守 恵	33	研究委員	村 井 眞
6	事務局次長	鈴 木 貴 史	34	研究委員	野 中 一 宏
7	総務部長	小 刀 禰 進	35	研究委員	須 藤 好 恵
8	総務副部長	磯 部 延 之	36	研究委員	保 苅 栄 紀
9	総務副部長	小 池 夏 子	37	研究連携委員長	高 橋 宏
10	総務部員	早 川 隆 之	38	研究連携副委員長	金 子 卓
11	情報出版部長	酒 井 隆 光	39	研究連携副委員長	本 田 彰
12	情報出版副部長	井 上 文 敏	40	調査委員長	川 崎 貴 志
13	情報出版副部長	石 故 裕 介	41	調査副委員長	海老原 一 彦
14	情報出版部員	長谷川 隆 司	42	調査副委員長	土 井 幸 弘
15	情報出版部員	石 田 有 記	43	調査委員	田 辺 久 之
16	会計部長	小 川 三 和子	44	調査委員	鈴 木 守
17	会計副部長	鬼 丸 晴 美	44	調査委員	宮 内 美 智子
18	会計副部長	相 澤 めぐみ	45	編集委員長	三 石 美 鶴
19	渉外部長	天 野 英 幸	46	編集副委員長	富 永 香 羊子
20	渉外副部長	照 井 恒 衛	47	編集委員	柳 勝 文
21	渉外副部長	斎 藤 純	48	編集委員	大 平 睦 美
22	渉外部員	安 川 美 奈	49	論文審査委員長	枝 元 益 祐
23	広報部長	村 山 正 子	50	論文審査委員	大 串 夏 身
24	広報副部長	熊 倉 峰 広	51	論文審査委員	田 中 洋 一
25	広報副部長	深 山 喜 美子	52	論文審査委員	須 永 和 之
26	広報部員	伊 吹 侑 希子	53	論文審査委員	押 谷 由 夫
27	広報部員	斎 藤 直 人	54	論文審査委員	金 澤 みどり
55	監事	井 出 一 雄	56	監事	渡 部 康 夫

第4号議案 令和2年度事業計画（案）

1. 役員会等開催

(1) 事務局会 随時

(2) 役員会 会場：東京都世田谷区立太子堂小学校

①4月11日(土)	②7月4日(土)	③8月22日(土)	④10月17日(土)
⑤12月5日(土)	⑥令和3年1月16日(土)	⑦3月6日(土)	

※4月11日の役員会は、新型コロナウイルス対策のため中止。

(3) 理事会 第1回 ~~令和2年5月16日(土)~~ 会場：帝京科学大学7号館

第2回 令和2年9月12日(土) 会場：帝京科学大学7号館

※5月16日の理事会は、新型コロナウイルス対策のため書面でのやりとりによる総会と併せて行うかたちとする。

(4) 子供の学びを支援する学校図書館に関する研究会の開催

2. 第23回定期総会(総務部)

・~~令和2年5月16日(土)~~・会場：帝京科学大学7号館

※総会は、新型コロナウイルス対策のため、書面のやりとりをもってその審議に代える。

また、例年同日に実施していた講演は行わない。

3. 会報発行(広報部)

第46号 令和2年7月30日発行

第47号 令和3年3月30日発行

4. 第23回研究発表大会開催(研究委員会)

・日時：令和2年9月12日(土)9:00～17:00

・会場：帝京科学大学7号館

・内容：第I部 一般研究発表、第II部 課題研究発表

5. 第23回学校図書館フォーラム開催(研究委員会)

・日時：令和3年1月30日(土)13:00・～16:30

・会場：帝京科学大学7号館

6. 第4回2020学校図書館研修講座の開催(研究連携委員会)

・日時、会場：未定

7. 学校図書館に関する調査(調査委員会)

8. 学会誌『学校図書館学研究』第23巻(vol.23)

令和3年3月20日刊行(論文審査委員会・編集委員会)

9. 日本学校図書館学会研究推進校の研究協力と連携(研究連携委員会)

10. 第10回日本学校図書館学会賞及び優秀賞の表彰(表彰委員会)

11. 日本学校図書館学会福岡支部・静岡県支部の活動

12. ホームページの管理運営及び出版物の刊行による情報の発信及び収集(情報出版部)

13. 国内外の学校図書館情報・資料の収集及び提供(事務局)

14. 関係団体との研究の連携及び交流(事務局・渉外部) ▼日本学術会議▼全日本小学校学校図書館研究会▼全国学校図書館協議会▼日本図書館協会▼東京都並びに全国小・中学校長会・教頭会(東京都公立小・中学校長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会)

15. 組織の充実と財政の確立(事務局) ▼会員の拡大▼賛助会員の拡充▼購読会員の拡充

16. 規約・組織検討委員会(会則第9条第6項に基づく「組織・運営プロジェクト委員会として」)

17. その他

第5号議案 令和2年度予算(案)

日本学校図書館学会 令和2年度予算(案)

自 令和2年4月1日 令和3年3月31日

収入の部

項目	予算額	備考
正会員年会費	1,080,000	6,000円×180人
学生会員年会費	10,000	2,000×5
賛助会員年会費	400,000	10,000×40(口)
購読会員年会費	72,000	6,000×12
雑収入	150,000	研究発表大会・フォーラム 資料代等
繰越金	793,801	令和元年度より(会誌・会報発送の延期分を含む)
合計	2,505,801	

支出の部

項目	予算額	備考
1. 研究・研修費	200,000	研究発表大会・フォーラム・研修会諸経費
2. 調査費	70,000	調査等準備・調査通信費等
3. 学会誌刊行費	500,000	学会誌vol.23刊行費・関係諸経費・vol22発送費
4. 事業費	120,000	HP年間保守・運営費
5. 会報発行費	170,000	会報45号発送、46号47号発行費
6. 総会費	80,000	総会資料印刷・会場費・総会諸経費
7. 研究推進校関係費	220,000	研究推進校への研究費・関係諸経費
8. 支部運営費(還付金)	90,000	支部への還付金・支部事業助成金等
9. 会場費	50,000	研究発表大会・フォーラム会場費
10. 会議費	50,000	理事会、役員会、部会、委員会等会議費
11. 事務用品費	170,000	封筒印刷、用紙、インク、コピー代等
12. 通信費	200,000	切手、ハガキ、宅配便等の通信費、会費振込手数料等
13. 30周年	150,000	30周年積立金
14. 予備費	435,801	
合計	2,505,801	

第6号議案 特別会計（熱海基金）決算報告・予算（案）

《熱海基金》

令和元年度 特別会計(表彰)決算報告

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

収入の部

項目	予算額	決算額	備考
繰越金	178,822	178,822	
合計	178,822	178,822	

支出の部

項目	予算額	決算額	備考
表彰費	50,000	28,771	(学会賞1名)
予備費	128,822	0	
合計	178,822	150,051	

繰越金150,051円

以上の通り報告いたします

上記の決算報告に相違ないことを認めます

令和2年4月25日

令和2年4月25日

会計 小川 三和子

監事 柳 辰男

監事 井出 一雄

令和2年度 特別会計(表彰)予算(案)

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

収入の部

項目	予算額	備考
繰越金	150,051	令和元年度より
合計	150,051	

支出の部

項目	予算額	備考
表彰費	50,000	学会賞・優秀賞の賞状、記念品代
予備費	100,051	
合計	150,051	

2 賛助会員紹介（順不同）

本学会の活動は、賛助会員の皆様のご協力により支えられています。ご紹介いたします。

㈱小学館 様	光村図書出版㈱ 様
㈱紀伊國屋書店 様	㈱新興出版社啓林館 様
東京書籍㈱ 様	㈱図書館流通センター 様
日本文教出版㈱ 様	学校図書㈱ 様
教育出版㈱ 様	㈱三省堂 様
㈱樹村房 様	㈱大修館書店 様
大日本図書㈱ 様	㈱帝国書院 様
㈱リブネット 様	コスモピア㈱ 様
㈱ネリーズ 様	スカラスティックジャパン社 様

3 令和2年度 日本学校図書館学会 諸会合予定表

月	日	曜	時間	会合名（☆は役員会）	会場
4	11	主	14:00～16:00	☆第1回役員会	
5	16	主	13:40～16:40	理事会①／定期総会／記念講演会	帝京科学大学7号館
7	4	土	14:00～16:00	☆第2回役員会	世田谷区立太子堂小学校
		土	13:00～16:30	第3回2019 学校図書館研修講座	公立小学校 or 中学校
8	22	土	14:00～16:00	☆第3回役員会	世田谷区立太子堂小学校
9	12	土	9:00～17:00	第23回 研究発表大会／理事会②	帝京科学大学7号館
10	17	土	14:00～16:00	☆第4回役員会	世田谷区立太子堂小学校
12	5	土	14:30～16:00	☆第5回役員会	世田谷区立太子堂小学校
1	16	土	14:00～16:00	☆第6回役員会	世田谷区立太子堂小学校
1	30	土	13:00～17:00	第23回 学校図書館フォーラム	帝京科学大学7号館
3	6	土	14:00～16:00	☆第7回役員会	世田谷区立太子堂小学校

※ 定例三役会 定例役員会前(12:30~14:00)に役員会会場で開催

○会場へのアクセス

- ・ 帝京科学大学7号館（本館ではありません。） 〒120-0045 足立区千住桜木1-11-1
 最寄駅：JR常磐線、地下鉄千代田線・日比谷線、東武スカイツリーライン、つくばエクスプレス
 「北千住駅」西口
 ・ バス利用の場合：西口ロータリー2番乗場で乗車。二つ目の「千住竜田町」下車徒歩約2分。
 ・ 徒歩の場合：約15分。
- ・ 世田谷区立太子堂小学校 〒154-0004 世田谷区太子堂5-7-4
 最寄駅：東急田園都市線・三軒茶屋駅 徒歩7分
 東急世田谷線・西太子堂駅 徒歩2分

4 各部・各委員会の業務内容

各部・各委員会の基本的な業務です。担当がはっきりしない業務等「は、関係部署で協力して実行してください。必要に応じて会長、副会長、事務局長で構成する三役、関係部長・委員長を加えた拡大三役で協議します。

基本的には、創立の趣旨（①学校図書館学の構築、②学校図書館実践理論の確立、③共同研究・情報交換の実施、④学校図書館の研究者の育成）を参考にしてください。

事 務 局	各部の統括（具体的な事務は各部が行う） 学会HPへの問合せ等への対応、会計との連絡・調整 会員の把握と名簿の作成（会計との連携） 日本学術会議、諸団体等との連絡・調整
-------	--

	部・委員会	業 務 内 容
1	総 務 部	役員会開催・運営（開催通知は原則メール、司会・記録は各部等に別途依頼） 理事会・総会の企画・運営、開催通知、 学会誌・会報・各種案内等の発送、印刷所との連絡・調整 支部との連絡・調整
2	情報出版部	学会HPの運営（HP運営会社との連絡・調整全般）
3	会 計 部	会計事務全般、会員の把握
4	渉 外 部	賛助会員、関係団体との連絡・調整
5	広 報 部	会報の編集・発行
6	研究委員会	研究発表大会の企画・運営・周知 学校図書館フォーラムの企画・運営・周知
7	研究連携委員会	研究推進校との研究連携・調整 研修講座の企画運営
8	調査委員会	諸調査に関する業務
9	編集委員会	学会誌の企画・編集・刊行
10	論文審査委員会	学会誌に掲載する論文等の審査、指導・助言

【会員・会員外への連絡・広報】

- 本学会ホームページ (<http://jssls.info>) の活用
- 本学会のメール (info@jssls.info) の活用
- 各種マスメディア等の活用

日本学校図書館学会

学 会 要 覧

学会要覧の目次

(1) 日本学校図書館学会のあゆみ（抄）	11～12
(2) 日本学校図書館学会歴代会長・顧問	12
(3) 日本学校図書館学会会則	13～15
(4) 日本学校図書館学会の理事の選出に関する規程	16
(5) 日本学校図書館学会運営組織に関する規程	17
(6) 日本学校図書館学会会則第9条第6項に基づく委員会の設置	18
(7) 日本学校図書館学会支部に関する内規	19
(8) 日本学校図書館学会研究推進校に関する規程	20
(9) 日本学校図書館学会研究推進校実施要項	21
(10) 日本学校図書館学会表彰規程	22
(11) 日本学校図書館学会表彰選考委員会内規	23
(12) 日本学校図書館学会慶弔の取り扱いに関する内規	24

(1) 日本学校図書館学会のあゆみ（抄）

平成年月日	おもなできごと	★国の動き
1997. 3. 28	第1回学会創立準備会開催（全8回開催）	
1997. 12. 6	日本学校図書館学会創立 初代会長室伏武就任 事務局長押上武文就任	
1998. 3. 1	「会報」創刊号発行	
1998. 5. 23	第1回総会・理事会・講演会開催	
1998. 6. 12	★著作権法改正	
1998. 9. 12	第1回研究発表大会開催	
1999. 2. 25	『学校図書館学研究』創刊号発行	
1999. 2. 27	第1回学校図書館フォーラム開催	
1999. 8. 10	★子ども読書年制定	
1999. 9. 14	日本学術会議の登録団体になる。教育学研究連絡会所属となる。	
1999. 12. 1	「学校図書館の在り方に関する調査」実施	
2000. 3. 1	文部省委嘱研究「学校図書館の効果的な運営と司書教諭の在り方に関する総合的研究」	
2000. 5. 27	第2代会長熱海則夫就任 事務局長成田國英就任	
2001. 3. 30	★学校図書館法改正（司書教諭の必置）	
2001. 6. 1	文部省委嘱研究「学校図書館の効果的な運営と司書教諭の在り方に関する総合的研究その2」	
2001. 12. 12	★子どもの読書活動の推進に関する法律	
2002. 3. 1	「学校図書館の管理運営の現状調査」実施／小・中学校	
2002. 4. 23	★子ども読書の日制定	
2003. 3. 1	「学校図書館メディア構成に関する調査」実施／小・中学校	
2003. 5. 24	第3代会長押上武文就任 事務局長有村久春就任	
2004. 7. 9	「司書教諭の現状と意識の実態調査」実施	
2006. 5. 20	第4代会長成田國英就任 事務局長村越正則就任	
2006. 12. 22	★教育基本法改正	
2007. 1. 11	★学校図書館整備に関する新たな5か年計画策定 総額1,000億円	
2007. 5. 19	日本学校図書館学会創立10周年記念講演会・祝賀会開催	
2007. 6. 27	★学校教育法改正	
2008. 3. 20	創立十周年記念誌『日本学校図書館学会10年のあゆみ』刊行	
2008. 5. 17	第5代会長高岡浩二就任 事務局長井出一雄就任	
2008. 11. 29	日本学校図書館学会福岡支部創立 初代支部長中川昭則就任	
2009. 12. 20	『新学習指導要領と学校図書館』刊行	
2010. 5. 15	第6代会長高岡浩二就任 事務局長小川哲男就任	
2010. 9. 4	日本学校図書館学会静岡県支部創立 初代支部長鈴木嘉弘就任	
2011. 8. 25	『学校図書館支援センターの現在（いま）とこれから』刊行	
2011. 9. 10	学会表彰制度創設（学会賞及び優秀賞）	
2011. 9. 10	第1回表彰者 学会賞：望月道浩。優秀賞：本田浩子	
2012. 3. 1	「学校図書館の現状に関するアンケート調査」実施	
2012. 5. 19	第7代会長村越正則就任 事務局長小池和男就任	
2012. 5. 19	学会研究推進校として荒川区立第一日暮里小学校を指定	
2012. 9. 8	第2回表彰者 学会賞：小川哲男、優秀賞：高原利恵	
2013. 4. 1	『学校図書館を活用した学習指導実践事例集』刊行	
2013. 9. 1	第3回表彰者 優秀賞：杉浦良二、優秀賞：枝元益祐	
2014. 5. 21	第8代会長小川哲男就任 事務局長松本忠史就任	

平成年月日	おもなできごと	★国の動き
2014. 9. 6	第4回表彰者 学会賞：鈴木守、優秀賞：村山正子	
2014. 11. 28	研究推進校荒川区立第一日暮里小学校研究発表会開催	
2015. 3. 31	『学校司書の資格と養成・研修』刊行	
2015. 7. 24	★学校図書館法改正（学校司書新設）	
2015. 9. 5	『読書と学校図書館のかかわりに関する研究』刊行	
2015. 9. 5	第5回表彰者 優秀賞：矢野光恵	
2016. 1. 31	文科省学校図書館調査研究協力者会議において学校司書の在り方について提言(小川会長)	
2016. 5. 21	第9代会長小川哲男就任 事務局長松本忠史就任	
2016. 8. 31	第2期研究推進校として市川市立富貴島小学校を指定	
2016. 10. ー	★『これからの学校図書館の整備充実について』文部科学省告示	
2017. 4. 1	★第5次学校図書館図書整備等5か年計画確定 総額 2,350 億円	
2017. 7. 29	第1回学校図書館研修講座開催 会場：荒川区立赤土小学校	
2017. 9. 2	第6回表彰者 学会賞：原口るみ・大貫麻美・土井美香子、優秀賞：原田由紀子・林良子	
2017. 11. 25	日本学校図書館学会創立二十周年記念フォーラム・式典・祝賀会開催	
2018. 3. 31	創立二十周年記念誌『日本学校図書館学会創立二十年のあゆみ』刊行	
2018. 5. 19	第10代会長佐藤正志就任 事務局長松本忠史就任	
2018. 7. 28	第2回学校図書館研修講座開催 会場：荒川区立赤土小学校	
2018. 9. 1	第7回表彰者 学会賞：小川哲男、優秀賞：久野和子	
2019. 2. 2	子供の学びを支援する学校図書館をテーマとする研究会発足	
2019. 7. 27	第3回学校図書館研修講座開催 会場：狛江市立緑野小学校	
2019. 9. 7	第8回表彰者 優秀賞 鈴木貴史	

(2) 日本学校図書館学会歴代会長・顧問

期 間	会 長	顧 問
1997～1999	初 代 室伏 武	鈴木勲、河野重男
2000～2002	第 2代 熱海則夫	鈴木勲、河野重男
2003～2005	第 3代 押上武文	鈴木勲、河野重男、室伏武
2006～2007	第 4代 成田國英	鈴木勲、松本武、室伏武、熱海則夫
2008～2009	第 5代 高岡浩二	鈴木勲、室伏武、押上武文
2010～2011	第 6代 高岡浩二	鈴木勲、銭谷眞美、岡本奎六、室伏武、押上武文、成田國英
2012～2013	第 7代 村越正則	鈴木勲、銭谷眞美、岡本奎六、室伏武、押上武文、成田國英
2014～2015	第 8代 小川哲男	鈴木勲、銭谷眞美、常田寛、室伏武、押上武文、成田國英
2016～2017	第 9代 小川哲男	鈴木勲、銭谷眞美、常田寛、室伏武、押上武文、成田國英、高岡浩二
2018～2019	第10代 佐藤正志	鈴木勲、銭谷眞美、常田寛、室伏武、秋田喜代美、押上武文、成田國英、高岡浩二、村越正則
2020～2021	第11代 佐藤正志	鈴木勲、銭谷眞美、常田寛、秋田喜代美、押上武文、成田國英、高岡浩二、村越正則

(3) 日本学校図書館学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 本会は、日本学校図書館学会 (Japan Society of School Library Science : JSSLS) と称する。

第2条 (目的)

1. 日本学校図書館学会 (以下「本学会」という。) は、学校図書館の役割及び機能の拡充に関する調査研究を通して、学校教育の充実と学校図書館の発展に寄与するとともに、学校図書館理論と教育実践に基づく学校図書館学を構築することを目的とする。

第3条 (事業)

1. 本学会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 研究発表大会及び学校図書館フォーラムの開催
 - (2) 研究推進校との連携による実践研究
 - (3) 共同研究及び研修の実施
 - (4) 会報、学会誌及び出版物の刊行
 - (5) 国内外の関係情報、資料の収集及び提供
 - (6) 国内外の関係団体との協力及び交流
 - (7) その他必要な事項

第4条 (会員)

1. 本学会の会員は、正会員、学生会員、賛助会員及び購読会員とする。
 - (1) 正会員は、本学会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した者とする。
 - (2) 学生会員は、本学会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した者とする。
 - (3) 賛助会員は、本学会の趣旨に賛同し、所定の賛助会費を納入した者とする。
 - (4) 購読会員は、本学会の趣旨に賛同し、所定の購読費を納入した者とする。
2. 前号に掲げる各会員の会費の年額及び会員の資格の取り扱いについては、本学会会則第12条に定める通りとする。
3. 本学会に、名誉会長及び名誉会員を置くことができる。名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - (1) 名誉会長は、会長の任を終えた者とし、その任期は後任会長の退任までとする。
 - (2) 名誉会員は、本学会の活動、運営等に顕著な功績が認められた者とする。
 - (3) 名誉会長及び名誉会員については、会費を徴収しない。
4. 本学会に若干名の顧問を置く。顧問は、名誉会長を終えた者、及び理事会が推薦し総会の承認を得た者とする。

第5条 (事務局)

1. 本学会の事務局は、東京都内に置く。

第2章 役員及び機関

第6条 (役員)

1. 本学会は、事業を円滑に運営するために、理事を選出し、次に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 若干名
 - (5) 第9条第4項に掲げる事務局各部長 5名
 - (6) 第9条第5項に掲げる委員会各委員長 5名
 - (7) 監事 2名

第7条（理事及び役員を選出）

1. 理事は、正会員の選挙によって選出する。
2. 役員は、理事の互選とする。
 - (1) 役員の任期は2年とし、4月1日から2年後の3月31日までとする。なお、役員の再任は、これを妨げない
 - (2) 役員に欠員を生じた場合は後任者を選出し、その任期は、前任者の残余の期間とする。

第8条（機関の名称）

1. 本学会に、次に掲げる機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 役員会
 - (4) 事務局
 - (5) 委員会

2. 本学会に支部を置く。

第9条（機関の構成）

1. 総会は、全会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 役員会は、第6条に掲げる各役員並びに会長の委嘱した者をもって構成する。
4. 事務局に、総務部、会計部、情報出版部、渉外部及び広報部を置く。
5. 委員会に、研究委員会、研究連携委員会、調査委員会、編集委員会及び論文審査委員会を置く。
6. 本学会に、会長が業務を遂行するために必要があると認めるときは、前項の委員会のほかに委員会を置くことができる。

第10条（機関の活動）

1. 理事会は、次に掲げる事項について審議し及び決定する。
 - (1) 事業計画の立案
 - (2) 予算及び決算の立案
 - (3) 会則の改廃案の立案
 - (4) 役員の人選
 - (5) 会則を除く規程の改廃
2. 役員会は、次に掲げる事項について審議し及び決定する。
 - (1) 理事会に提出する議案の企画立案及び整理
 - (2) 総会及び理事会において決定された事項の執行の企画
3. 事務局は、役員会の決定に基づき、担当業務を執行する。
4. 各委員会は、役員会の決定に基づき、担当業務を執行する。
5. 監事は、会計監査を行う。
6. 名誉会長、名誉会員及び顧問は、本学会の運営について助言する。

第3章 総会

第11条（総会）

1. 総会は、毎年1回開催する。
2. 総会は、会長が招集する。
3. 総会は、次に掲げる事項について審議し及び決定する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 役員を選出

第4章 会計

第12条（会費）

1. 本学会の会員は、年度始めに会費を納入するものとする。
2. 本学会の会費は、正会員年額6千円、学生会員年額2千円、賛助会員は一口1万円とする。なお、購読会員については、購読費を年額6千円とする。
3. 前号に掲げる会費納入については、本学会からの納入の催促のあった日を起点にして、満1年を超えて怠っている者の会員資格の取扱いは、本学会の理事会の審議を経て決定する。

第13条（予算・決算）

1. 本学会の予算及び決算は、監事の会計監査を受け、理事会の審査を経て、総会で決定する。

第14条（会計年度）

1. 本学会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

第5章 会則の改正

第15条（会則の改正）

1. 本学会の会則の改正は、総会の議決によって行われるものとする。

附則

1. 本会則は、平成9年12月6日から施行する。
2. 本会則は、平成10年9月12日改正。
3. 本会則は、平成12年5月27日改正。
4. 本会則は、平成12年9月9日改正。（名誉会長、名誉会員制度創設）
5. 本会則は、平成13年5月26日改正。（購読会員制度創設）
6. 本会則は、平成15年5月24日改正。（情報出版部創設）
7. 本会則は、平成16年5月22日改正。
8. 本会則は、平成17年5月21日改正。
9. 本会則は、平成18年5月20日改正。
10. 本会則は、平成24年5月19日改正。（事業に研究推進校との連携による実践研究の追加と研究連携委員会の創設、役員会の構成及び理事会・役員会の活動の改正等）
11. 本会則は、平成27年5月23日改正。（顧問の要件等）
12. 本会則は、平成28年5月21日改正。（事業名の変更、理事選出方法及び会費の改定。ただし、会費の改定の実施は平成29年度分からとする。）

(4) 日本学校図書館学会の理事の選出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本学校図書館学会会則第6条及び第7条に基づき、日本学校図書館学会（以下「本学会」という。）の理事の選出の方針及び手続きに関し、必要な事項を定める。

(理事の人数)

第2条 理事は、本学会の運営に必要な人数とする。

(理事の選出)

第3条 理事の選出は、正会員による無記名の投票による。ただし、海外に居住する正会員は、選挙権を行使できない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、本学会の支部長及び本学会の運営に特に必要な正会員を理事に加えることができる。

(理事候補者の名簿の作成)

第4条 会長は、役員会の審議を経て、原則として理事の任期満了1か月前までに理事候補者名簿を作成する。

- 2 理事候補者名簿の作成に当たっては、会長は、各理事の次期理事への就任の意向を聞くものとする。

(理事選挙管理委員会の構成)

第5条 本学会に、理事の選挙を実施するために理事選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長1名、及び委員若干名により構成する。
- 3 委員は、理事以外の正会員の中から、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、理事改選期ごとの理事の選出の業務の開始から、その終了までの期間とする。

(理事選挙管理委員会の任務)

第6条 委員会は、理事の選挙に必要な業務について審議し及び執行する。

- 2 委員長は、任務が終了した時は、理事の選出の結果について会長に報告するものとする。

(理事の選挙の方法)

第7条 理事の選挙は、理事の任期終了までに理事候補者の名簿の一括信任投票によって行う。

- 2 理事の選出は、前項の選挙において投票者の過半数を得た場合とする。
- 3 第1項の選挙において投票者の過半数が得られなかった場合には、1回に限り再投票を行う。

附則

- 1 本規程は、平成24年5月19日から施行する。
- 2 理事に必要な人数は、おおむね60人程度とする。
- 3 従前の日本学校図書館学会理事選出規程は、これを廃止する。
- 4 本規程は、平成28年4月16日から施行する。（文言の整理）

(5) 日本学校図書館学会運営組織に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学会の事務局に置く部及び委員会の業務内容並びに支部の設置、運営等に関し、必要な事項を定め、本学会の円滑な運営を期することを目的とする。

(部の組織及び業務)

第2条 事務局に置く部は、部長、副部長及び部員をもって構成し、理事がこれを担当する。

2 事務局に置く部は、次の業務を行う。

- (1) 総務部、企画及び運営全般に関する業務。
- (2) 情報出版部、情報の提供及び出版に関する業務。
- (3) 会計部、経理全般に関する業務。
- (4) 渉外部、渉外・交渉全般に関する業務。
- (5) 広報部、会報の発行及び広報活動全般に関する業務。

3 支部に関する業務は、事務局総務部が日本学校図書館学会の支部に関する内規の定めるところにより掌る。

(委員会の組織及び業務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事がこれを担当する。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究委員会、研究及び研修に関する業務。
- (2) 研究連携委員会、研究推進校との研究連携に関する業務。
- (3) 調査委員会、調査、資料の収集及び提供に関する業務。
- (4) 編集委員会、学会誌の刊行に関する業務。
- (5) 論文審査委員会、学会誌に掲載する論文の審査に関する業務。

(支部の設置、運営)

第4条 各地域における調査研究の充実を図るために、支部を設置することができる。

2 支部は、都道府県又はブロック等で設置することができる。

3 支部を設置する場合は、支部規程（名称・所在地・活動・役員等を含む）及び役員名（支部長、事務担当、会計担当、研究担当等）を明示し、理事会に報告する。

4 支部は、本学会の会費の他に会費を徴収し運営に充てることができる。

5 支部の活動及び収支・決算については、理事会及び総会に報告するものとする。

6 会長は、支部長を理事候補者として理事会に推薦するものとする。

附則

1 本規程は、平成21年5月16日から施行する。

2 従前の日本学校図書館学会運営組織に関する規程は、これを廃止する。

3 本規程は、平成23年10月15日から施行する。（研究連携委員会の設置）

4 本規程は、平成24年5月19日から施行する。（委員会及び事務局に置く部の組織の明記）

5 本規程は、平成27年3月7日から施行する。（文言の整理）

(6) 日本学校図書館学会会則第9条第6項に基づく委員会の設置

〈学校図書館研究委員会〉

1. 本学会に、読書活動・読書指導と学校図書館とのかかわりに関する事項について研究するため、学校図書館研究会を設置する。
2. 学校図書館研究委員会(以下「研究会」という。)は、読書活動・読書指導と学校図書館の役割や業務等の在り方について研究し、その成果を冊子にまとめる。
3. 研究会は、会長を座長とし、会長が委員を委嘱する。
4. 研究会の運営に必要な経費については、言語教育振興財団からの助成金をもって充てることとし、その経理は別途会計とする。
5. 学校図書館研究会の設置の期間は、平成31年度及び令和元年度の2か年とする。

〈組織・運営プロジェクト委員会〉

1. 本学会に、組織及びその運営に関する事項について検討を行うため、組織・運営プロジェクト委員会を設ける。
2. 組織・運営プロジェクト委員会(以下「プロジェクト」という。)は、組織及びその運営に関し課題が生じた際にその改善方策等について検討し、その結果を役員会に提案する。
3. プロジェクトは、会長を座長とし、会長が委員を委嘱する。
4. プロジェクトの設置の期間は、令和元年度及び令和2年度の2か年とする。

(7) 日本学校図書館学会支部に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、日本学校図書館学会（以下「学会」）という。）の支部と本部との事務手続等に関する必要な事項を定め、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業計画書の提出)

第2条 学会の支部長は、翌年度の事業計画書・予算計画書（様式1）を作成し、毎年3月末日までに学会の会長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第3条 学会の支部長は、前年度の事業報告書・決算計画書（様式2）を作成し、毎年4月末日までに学会の会長に提出しなければならない。

(支部の会員名簿の提出)

第4条 学会の支部長は、当該支部の会員名簿（様式3）を作成し、毎年5月末日までに学会の会長に提出しなければならない。

(支部運営費の還付)

第5条 学会の会長は、前条に基づき提出された支部の会員名簿を確認し、支部運営費として当該支部の会員数に1,000円を乗じた金額を当該支部に還付するものとする。

(事業助成の対象)

第6条 学会は、支部が実施する事業のうち、次の各号の一に該当するものに助成することができる。

(1) 会員以外の者も参加する研究発表会

(2) 新規会員を増やす上で有益な事業

(事業助成金)

第7条 学会は、前条に該当する事業に要した経費の2分の1以内の額を助成する。ただし、各年度における助成金の総額は、当該支部の会員数に1,000円を乗じた額を上限とする。

(事業助成金申請書の提出)

第8条 事業助成金を受けようとする支部長は、事業助成金申請書（様式4）を作成し、毎年5月末日までに学会の会長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第9条 学会の会長は、前条に基づいて提出された事業助成金申請書の内容を確認の上、事業助成金の額を決定し、当該支部長に通知するものとする。

(事務)

第10条 この内規に定める事務は、学会の本部事務局総務部が行う。

附則 この内規は、平成21年8月22日から施行する。ただし、平成21年度にあつては、第4条及び第8条中「毎年5月末日まで」とあるのは「毎年9月末日まで」と読み替えるものとする。

(様式1～4は省略)

(8) 日本学校図書館学会研究推進校に関する規程

(趣旨)

第1条 日本学校図書館学会（以下「本学会」という。）は、学校教育の充実を図るため、本学会が指定する研究推進校と連携して学校図書館に関する実践的・実証的な研究を行う。

(研究推進校の指定)

第2条 本学会は、実施要項に定める公募に対して応募のあった小学校、中学校及び高等学校（中等教育学校を含む）の中から、研究推進校を指定する。

(研究内容)

第3条 本学会が研究推進校と連携して研究する内容は、次に掲げる通りとする。

- (1) 学校図書館を活用した学習指導及び読書指導の在り方や改善方策等。
- (2) 上記の学習指導及び読書指導を支える組織、施設設備、図書館資料などの在り方や改善方策等。

(研究期間)

第4条 研究推進校における研究期間は、指定した年度から3年とする。ただし、研究上必要がある場合には、その期間を延長することができる。

(研究推進校との連携)

第5条 本学会は、研究推進校との緊密な連携を図りながら研究を進める。

- 2 本学会は、研究推進校との連携を進めるに当たっては、当該学校の教育目標や経営方針を尊重することを基本とする。

(研究推進校に対する支援)

第6条 本学会は、これまで蓄積してきた学校図書館に関する情報を研究推進校に提供するとともに、その求めに応じて可能な限り本学会の会員を講師として派遣する。

- 2 本学会は、研究推進校に対し、研究に必要な経費として実施要項に定める額を支出する。

(実施要項の制定)

第7条 前条までに定める事項のほか、研究推進校における研究の実施に関し必要な事項は、実施要項で定める。

附則

本規程は、平成23年10月15日から施行する。

(9) 日本学校図書館学会研究推進校実施要項

(趣旨)

1. この実施要項は、日本学校図書館学会研究推進校に関する規程（以下「規程」という。）第7条に基づき、日本学校図書館学会研究推進校（以下「研究推進校」という。）における研究の実施に関し、必要な事項を定める。

(研究推進校の指定要件)

2. 本学会は、次の各要件を充たす小学校、中学校及び高等学校（中等教育学校を含む）の中から若干数の学校を研究推進校として指定する。
 - (1) 研究推進校は、当分の間、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県に所在する学校とする。
 - (2) 研究推進校は、教員のうち1名以上、本学会の会員が所属する学校とする。

(研究推進校の指定の手続き)

3. 研究推進校の指定の手続きは、次に定める方法により行う。
 - (1) 研究推進校の指定の手続きは、本学会のホームページに掲載する。
 - (2) 研究推進校の指定を受けることを希望する学校は、研究推進校指定申請書（別記様式1）を本学会事務局に提出する。
 - (3) 研究推進校の指定は、本学会研究連携委員会の審査を受けて会長が決定する。
 - (4) 会長は、研究推進校として指定したことを、当該学校に通知する。

(研究内容の協議)

4. 研究推進校における研究内容については、規程第3条に掲げる内容を基礎として、本学会研究連携委員会と研究推進校とが協議して決定する。

(研究方法)

5. 研究推進校における研究方法については、規程第5条第2項の趣旨を踏まえ、本学会研究連携委員会と研究推進校とが協議して合意した方法により実施する。

(研究の公表)

6. 研究推進校は、研究がまとまった段階で研究成果を公表するものとする。

(研究推進校に対する支援)

7. 本学会の研究推進校に対する支援は、次の通り行う。
 - (1) 研究推進校に派遣する講師は、本学会の会員の中から研究推進校の希望を考慮して決定する。
 - (2) 本学会は、各研究推進校に対し、研究に必要な経費として毎年度10万円を支出する。

(研究推進校の本学会への報告)

8. 研究推進校は、研究成果の概要報告書（別記様式2）及び収支の状況報告書（別記様式3）を、年度末後速やかに本学会事務局に提出するものとする。

附則

- 1 本実施要項は、平成23年10月15日から施行する。
- 2 本実施要項は、平成27年3月7日から施行する。（実施時期等の改定）

(10) 日本学校図書館学会表彰規程

(趣旨)

第1条 本学会は、本学会の創設者である熱海則夫氏から寄贈された寄付金を基金として学校図書館学の発展充実を図るため、学校図書館に関する優れた研究業績のあった本学会の会員に対して、この規程に基づいて表彰する。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の通りとする。

- (1) 学会賞 学校図書館に関する特に優れた論文又は実践研究と認められるもの
- (2) 優秀賞 学校図書館に関する優れた論文又は実践研究と認められるもの

(授賞数)

第3条 前条に規定する各賞（以下「各賞」という。）の授賞数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 学会賞 毎年度 1
- (2) 優秀賞 毎年度 1

(審査対象)

第4条 各賞の審査対象は、当該年度から2年度前までの本学会誌「学校図書館学研究」に掲載された論文又は実践研究とする。

(資格)

第5条 各賞は、本学会会員であり、論文又は実践研究の著者に授与する。
ただし、著者が2名以上の場合には、その代表者に授与する。

(選考)

第6条 各賞の選考を行うため、本学会に表彰選考委員会を置く。
2 表彰選考委員会の委員は、会長が委嘱する。
3 各賞の受賞者は、表彰選考委員会の議に基づき、会長が決定する。

(表彰)

第7条 各賞の受賞者には、表彰状及び表彰楯を毎年の本学会の研究発表大会時に授与する。

(基金)

第8条 各賞の表彰に要する経費に充てるために表彰基金を設け、特別会計として経理する。
2 表彰基金の原資には、熱海則夫氏の遺族からの寄付金をもって充てる。
3 表彰基金の原資には、前項のもの以外の者からの寄付金を受け入れることができる。

附則

この規程は、平成22年5月16日から施行する。ただし、各賞の最初の選考は、本学会の学会誌「学校図書館学研究」Vol.11からVol.13までに掲載された論文又は実践研究を審査対象とする。

(11) 日本学校図書館学会表彰選考委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、日本学校図書館学会表彰規程第6条第1項に規定する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員は、会長が学会の理事の中から若干名を選考する。

2 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 当該年度の学会賞及び優秀賞（以下「各賞」という。）の選考に関する事項
- (2) 当該年度の各賞の表彰の方法に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会の審議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務部において処理する。

附則

- 1 この内規は、平成23年4月16日から施行する。
- 2 最初に委嘱された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月末日までとする。

(12) 日本学校図書館学会慶弔の取り扱いに関する内規

日本学校図書館学会の慶弔の取り扱いについては、この内規の定めるところによる。

1 慶祝

顧問、名誉会長、名誉会員の職にある者及び会員で特別に名誉のある賞を受賞した場合、祝電により祝意を表す。

2 弔意

- (1) 顧問、名誉会長、名誉会員の職にある者及び理事の職にある者が逝去した場合、弔電により弔意を表す。
- (2) 顧問、名誉会長、名誉会員の職にある者及び理事の職にある者が逝去し、会長が本学会に功労のあったと認めた場合、供物（生花等）を贈ることができる。
- (3) 顧問、名誉会長、名誉会員の職にある者及び理事の職にある者が逝去し、会長が本学会に功労のあったと認めた場合、会報に写真及び弔意を掲載する。

3 内規の制定及び変更

この内規は、理事会の議決により制定し、理事会の承認を得て変更することができる。

附則

この内規は、平成23年5月14日から施行する。